

# EBPM推進委員会 「データ利活用WG取りまとめ (R3.6)」について

～民間保有データ利活用・ビッグデータ分析の  
論点を中心に～

令和3年 11月17日

農林水産省 大臣官房統計部 統計企画管理官  
(前 内閣官房 行政改革推進本部事務局 企画官)

木村 恵太郎

# 本日の構成

1. EBPM推進委員会:データ利活用ワーキンググループにおける議論の紹介
  - ◆ 「取りまとめ」、「ロードマップ」の概要
  - ◆ 行政とデータを提供する民間との間で合意すべき内容についての考え方
  - ◆ 「官民データパートナーシップ」の取り組み推進
2. 上記「取りまとめ」に関連する農林水産省統計部における取り組みの紹介
  - ◆ 従来の統計調査・調査手法にとどまらないデータの収集・分析手法についての調査研究
  - ◆ 事例紹介(農産物の流通・消費に関するデータについて)
3. 質疑応答

# EBPM推進委員会：データ利活用ワーキンググループについて

- EBPMは、「政策手段と目的の論理的なつながりを明確にし、このつながりの裏付けとなるようなデータ等の根拠(エビデンス)を可能な限り求め、『政策の基本的な枠組み』を明確にする」取組
- 政府においては、「統計改革推進会議 最終とりまとめ」(平成29年5月)等を踏まえ、EBPM推進委員会(各府省の政策立案総括審議官等で構成。会長は内閣官房副長官補。)を開催して、推進。
- 令和2年7月の自民党行政改革推進本部(統計改革・EBPMワーキンググループ)の提言(※)も受け、令和2年10月以降、EBPM推進委員会の下で、以下の2つのワーキンググループを開催

(※) 令和2年7月、自民党行政改革推進本部(統計改革・EBPMワーキンググループ) 提言(EBPM関係)

- ビッグデータ・リアルタイムデータの利活用体制の確立
- データ利活用の戦略体制の整備
- EBPM推進体制の強化と予算等との連携の強化

## 【EBPM課題検討ワーキンググループ】

これまでのEBPMの取組を踏まえ、更なるEBPM推進のための課題を整理し、中長期的な推進方策を検討

## 【データ利活用ワーキンググループ】

EBPMの基盤となるデータの利活用のために必要となる環境整備等について掘り下げて議論

- ワーキンググループ「取りまとめ」を公表し、併せて、取り組みの今後の「ロードマップ」を示した(令和3年6月23日)。
- 本「取りまとめ」に沿った「ロードマップ」の取り組みを進めていくことは、政府のデータ戦略に基づくデジタル・ガバメントの実現や、「情報の活用による公共分野におけるサービスの多様化」等を掲げる「デジタル社会の形成」(※)にも資すると期待される。

(※) デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)第32条(令和3年9月1日施行)

# データ利活用WG開催の経緯

## (趣旨)

「EBPM推進委員会の開催について」(平成29年7月31日官民データ活用推進基本計画実行委員会会長決定)第4項の規定に基づき、EBPMの基盤となるデータの利活用及び統計等データの利活用のための提供並びにそれらのために必要となる体制整備を推進するため、EBPM推進委員会の下に、「データ利活用ワーキンググループ」を開催

## 開催状況

第1回(令和2年10月9日)

- ・データ利活用の当面の検討課題

第2回(令和2年12月4日)

- ・民間データ利用上の留意点

第3回(令和3年2月26日)

- ・地方公共団体におけるデータガバナンス体制
- ・データ人材育成の取組

第4回(令和3年3月31日)

- ・新たな行政手法に係る取組事例

第5回(令和3年4月16日)

- ・取りまとめ(案)について①

第6回(持ち回り開催)

(令和3年6月23日)

- ・取りまとめ(案)について②

## 構成員

座長  
構成員

内閣官房内閣審議官(行政改革推進本部事務局次長)  
内閣官房内閣参事官(情報通信技術(IT)総合戦略室)  
内閣官房内閣参事官(行政改革推進本部事務局)  
内閣官房内閣参事官(統計改革推進室)  
総務省行政評価局総務課長  
総務省政策統括官付統計企画管理官

有識者  
オブザーバー

座長の指定する有識者  
座長の指定する各府省のEBPM推進担当者

<有識者>

秋池 玲子

ボストンコンサルティンググループ  
マネージング・ディレクター&シニア・パートナー

穴戸 常寿

東京大学大学院法学政治学研究科教授

椿 広計

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 統計数理研究所長

土居 文朗

慶應義塾大学経済学部教授

南雲 岳彦

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社専務執行役員

原田 久

立教大学法学部教授

星野 崇宏

慶應義塾大学経済学部教授  
理化学研究所AIPセンター経済経営情報融合分析チームチームリーダー

山本 龍彦

慶應義塾大学法科大学院教授

<各府省>

内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

# データ利活用WG取りまとめ(概要)

## 行政におけるデータ利活用の必要性

- データ(= 政策立案等のエビデンス)は、EBPMの基盤。
- EBPMが実際の政策の質の向上に結び付いていくためには、行政が、様々なデータ(※)を整備又は取得し、それぞれのデータの特徴を踏まえた利活用を図ることが必要。(※) 公的統計(正確性)・行政記録情報(網羅性)・民間保有データ(リアルタイム性)

データ利活用の環境整備に係る課題を整理し、課題解決に向けた対応の考え方を取りまとめ  
→ 「データガバナンスの確保」「データ人材の確保・育成」「民間データの適正な利活用」等

## データ利活用を適切かつ実効的に運用できる仕組み(データガバナンス)

行政データの提供者(国民・事業者)の信頼を得るため、また、民間が安心して保有データを提供できるようにするために、各府省におけるデータガバナンスの取組の強化が必要

- 各府省における保有データの所在把握・品質管理及び様々なデータの利活用を統括・推進する体制(データマネジメント統括体制)の整備
- データの府省内共有・連携
- データの重要度に応じた管理
- データ利用部局等への指導・助言
- 政策立案総括審議官の役割を踏まえた体制整備
- デジタル庁の「データ整備・運用の在り方やその体制・組織についての検討」との連携

## データを理解して利活用できる人材(データ人材)

行政データ・民間データ双方の適正かつ有効な利活用のために、データ人材の確保・育成の取組強化が必要

- 以下の2種類の研修プログラムを「車の両輪」として実施
- データ分析のスペシャリスト養成
- 一般行政官向けの、データを利活用するための基礎的なセンスの底上げ

## 民間データの利活用

コロナ禍で実現した事例を踏まえ、適正な利活用に向けた取組が必要

- 「行政とデータを提供する民間の間で合意すべき内容の考え方」(別紙1)を整理。事例の蓄積を踏まえ、合意文書の雛形を検討。
- 民間データのバイアス修正のための体制構築
- 「官民データパートナーシップ」の取組推進(※別紙2)

## 行政データの一層の利活用

- 既存の公的統計だけでなく、行政が業務上収集した行政記録等情報等の積極的な利活用

リアルタイム性の高いデータやビッグデータを利活用した新たな行政手法(※)についても研究

(※) アジャイル型政策立案:当初から政策を全てを設計しきるのではなく、リアルタイム性の高いデータを利活用して、効果を見ながら随時必要な政策の軌道修正を行う手法

ナッジ

:ビッグデータ等の利活用により、国民ひとりひとりに配慮した提案を行うことで、人々の自発的行動を促す行政手法

# (別紙1) 行政とデータを提供する民間の間で合意すべき内容についての考え方

## 合意文書に明確に規定する事項

- 法令等の範囲内において提供・使用されるものであることの確認
- 行政側が提供データを何のために使用するかという「データ利用の目的」
- 「データ利用の目的」に応じたデータの「種類」、「内容」、「品質」、「情報共有される関係者の範囲」等
- 提供されるデータを保有している間のデータの安全管理措置

(※) なお、民間データホルダー側が安心してデータを提供するためには、「データ利用の目的」が、できる限り特定の公益・施策に限定される形が望ましい。

## 個別のケースに応じて合意文書への盛り込みを検討する事項

- データ提供は任意であり、民間データホルダーに何らかの義務付けを行うものではないことの確認
- 提供するデータの内容の決定プロセス（例えば、民間データホルダー側が行政側の意見を聴きつつ決定する等）
- 有償・無償等の提供の形態
- データ提供の事実及び提供されたデータの内容の公表方法
- 提供されたデータの保有期間、保有期間終了後のデータ削除等の取扱い
- データ利活用の成果の提供元へのフィードバック、公表
- 提供の中止など、紛争が生じた時の解決方法

## 合意の過程で確認することが望ましい、行政側の「責務」と民間側の「役割」

### <行政の「責務」として考えられる事項の例>


- 民間データホルダーの顧客に関するデータとして、個人の機密性の高い情報、企業秘密など商業的に機密性の高い情報が含まれること、民間の当事者間でデータの取扱いなどについて既に協定、契約等が存在することもあり得ることに留意すること
- データの提供によって国民に不安や疑念が生じることをないように、国民に対して積極的な情報発信等、必要な施策を継続的に講じていくこと
- 提供されるデータのバイアスなどの限界等を認識し、必要に応じ提供されたデータの品質を評価し、また、提供されたデータのみで依拠した施策の実施を行わないこと
- データガバナンス体制の確保・強化

### <民間データホルダーの「役割」として考えられる事項の例>

- 企業内のプライバシーガバナンス体制を構築し、データの提供について、消費者やステークホルダーとコミュニケーションをとること

## (「官民データパートナーシップ」とは)

行政が民間データを利活用するに当たって、提供される民間データと行政が保有するデータを、官民でそれぞれ共有し、共同分析・評価することで、両者の欠点を補い、「代表性があり、精度が高く、速報性もある」データに改善していく取組 (参考：EU欧州委員会「共通欧州データ空間に向けて」コミュニケーション付属スタッフ作業文書(2018年4月))



民間データホルダー側にとっても、自らのデータのバイアスを行政データで補正できるなどの利点があるのではないか

⇒ win-winの官民関係(新たな官民融合の文化の醸成)に資することも期待

## 考えられる具体的な「官民データパートナーシップ」の取組の例

- 提供される民間データを共同分析・評価し、行政データと比較することで、そのバイアスを取り除く取組
- 提供される民間データと行政データの統合・融合を図ることで、より代表性があり、精度の高いデータに補正する取組
- 共同分析・評価できる行政データの拡大(行政記録情報等の利活用)
- 民間データホルダー側の役割として、必要に応じ、政府側に対し、提供データの品質に係る情報を提供すること(ただし、民間データホルダー側は、無償でデータの質を向上させることを要求されるべきではないことに留意)
- データの共同分析・評価の結果を、民間データホルダーと府省等の共同名義で公表すること

# データ利活用WG取りまとめ『ロードマップ』の概要

令和3年度

令和4年度・令和5年度

令和9年度頃に  
目指す姿

|                        | 令和3年度  | 令和4年度・令和5年度  | 令和9年度頃に<br>目指す姿   |
|------------------------|--|--|---|
| 必要なデータガバナンスの確保         | <p>各府省における</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>データマネジメント統括体制の検討・整備</li> <li>府省内のデータの所在把握・共有・連携等の取組を支援・推進</li> </ul> | <p>各府省の取組把握<br/>好事例の政府内横展開</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>各府省のデータマネジメント統括体制の下で、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計、行政記録情報の利活用</li> <li>民間データの利活用</li> <li>官民の間でデータの共有・共同分析等が行われ、精度の高いエビデンスを利活用したEBPMが進展。</li> </ul> </li> </ul> |
|                        | <p>デジタル庁のデータ整備や運用の在り方やその体制・組織についての検討に対し、情報提供</p>   | <p>各府省における</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>データ利用部局に対する指導等、保有データの品質管理の取組を支援・推進</li> </ul> <p>デジタル庁の検討を注視、必要に応じ連携</p> |   |
| データ人材の確保・育成            | <p>EBPMに係る研修プログラム等を通じて、データに基づく問題解決の基本的・標準的な考え方の浸透</p>  | <p>業務レベル別研修やデータサイエンス講座について、改善を図りながら、内容を充実<br/>(総務省統計研究研修所)</p> <p>各府省の取組状況を継続的に把握し、支援・推進・好事例の横展開</p>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>各府省の各政策担当部局レベルで、データサイエンティストが必要に応じ確保され、そのデータサイエンティストの提案(その課におけるデータに基づく問題解決プロセス)を課員が理解できる。</li> </ul>  |
|                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>統計データアナリスト等の資格認定のための業務レベル別研修</li> <li>データサイエンス・オンライン講座を開講(総務省統計研究研修所)</li> </ul>    |  |   |
|                        | <p>各府省の事例を収集・情報共有</p>  |  |   |
| 民間データ利活用               | <p>「行政と民間の間で合意すべき内容の考え方」(別紙)を必要に応じ追補・改訂</p>  | <p>官民の合意文書の締結事例を参考に、標準的な合意文書の雛形検討</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>民間データホルダーが安心してデータを提供できるようになり、また、「官民データパートナーシップ」が実践されることにより、官民を問わず多種多様なデータが「公共財」として整備</li> </ul>  |
|                        | <p>各府省における、民間データの利活用や「官民データパートナーシップ」に向けた動きの情報収集・政府内共有</p>  | <p>バイアスの分析等について総務省統計作成支援センターが府省支援</p> <p>各府省における、実践事例や課題等を把握し、政府内で共有</p>   |   |
| 多種多様なデータ利活用と新しい行政手法の検討 | <p>各府省における、行政記録情報等を含む行政データのより一層の利活用に向けた動きの情報収集・政府内共有</p>   | <p>新しい行政手法(アジャイル型政策立案、ナッジ等)の研究</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな行政手法について、政府内で適切な実践が図られる。</li> </ul>   |
|                        | <p>新しい行政手法(アジャイル型政策立案、ナッジ等)の研究</p>   |  |   |



# 農水省統計部におけるデータ利活用に関する取組

- 新たなデータ収集・分析ニーズに応じ、従来の統計調査・調査手法にとどまらないデータ収集・分析手法等についての調査研究を実施
- 職員がデータを読み解き、課題に沿った理論的な推論を行い、的確な判断の考察を行う等のデータセンスを身に付けるためデータサイエンティスト育成研修を実施

## ビックデータの活用手法の調査研究

### ○モバイル空間統計の活用

携帯電話等の位置情報を活用して、「農泊」(農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」)の推進施策を検討するためにモデル地域に滞在した方のデータ(居住地、経由地、滞在時間等)を収集・分析し、政策担当部局に提供

### ○ウェブスクレイピング技術の利用

SNS上の情報などを収集し、農家が行き交う農産物直売所や農家民宿、農家レストランなどの新設情報等を把握し、統計調査の母集団情報の整備への利用を検討

### ○今年度実施を予定しているテーマ

- ・ 小売業者への調査について、POSデータ等を利用した統計手法の検討
- ・ EC(電子商取引)の食料品購入データによる消費動向等の把握
- ・ 砂糖・砂糖関連製品の消費行動やトレンドの調査・分析

## データサイエンティストの育成

データの分析手法や機械学習、ディープラーニング、ケーススタディ(農林水産省の課題を題材とした演習)等のカリキュラムによるデータを活用した政策立案、業務改善に関するプロジェクトを先導・推進する人材を育成するため「データサイエンティスト育成研修」を実施

# 農水省における事例紹介（農産物の流通・消費について）

今年度、分析しようとしている  
ビッグデータの例

## POSデータ

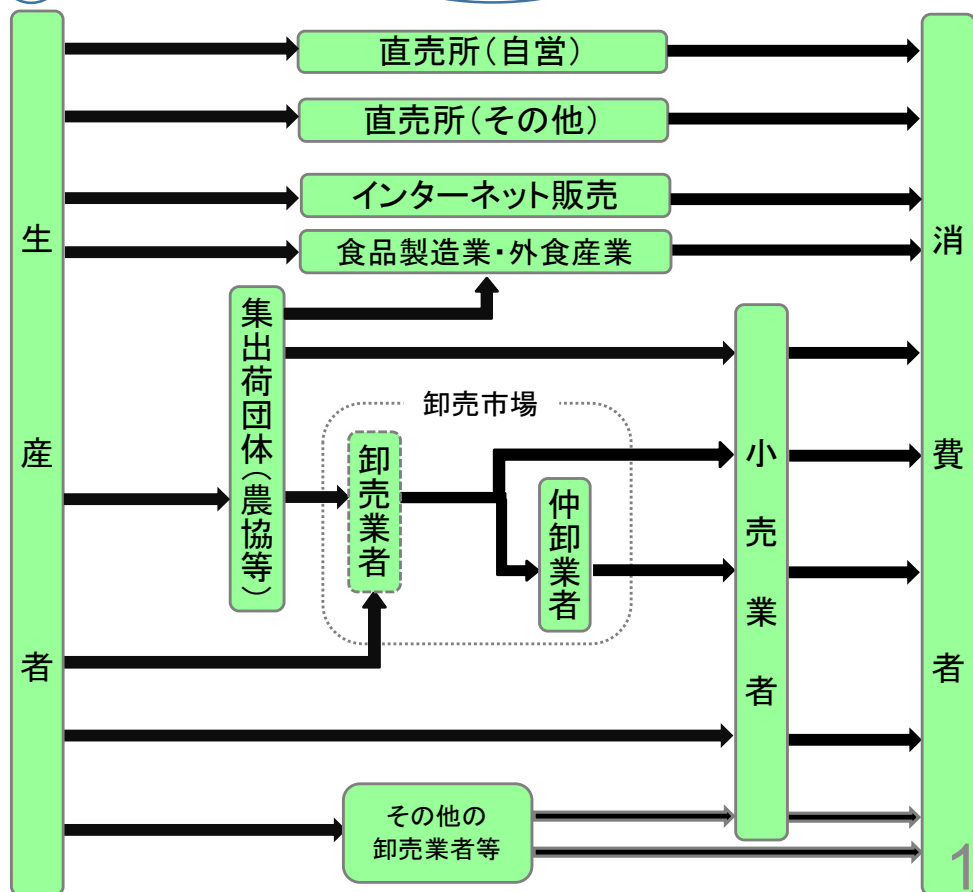
|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 対象店舗   | 全国のスーパーマーケット600店舗       |
| 対象カテゴリ | 生鮮（農産・水産・畜産）、総菜、卵、ベーカリー |
| データ    | 販売金額、販売個数、販売店率 等        |

## 消費者モニターの購買履歴データ

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| モニター数  | 全国15～79歳の男女50000人               |
| 対象カテゴリ | 食品、飲料等                          |
| データ    | 属性（年齢・職業・健康意識等）、購入の日時・ルート・金額・個数 |

### 【論点】

- ・限定的、または偏りがあるデータへの対応
- ・実際の政策に、どのようにして「役に立つ」かの検討



ご清聴ありがとうございました

## 【公表資料】

1. EBPM推進委員会：データ利活用ワーキンググループ

◆ <http://www.gyouseikaku.go.jp/ebpm/index.html>

2. 農林水産省の統計情報

◆ <https://www.maff.go.jp/j/tokei/>